

臨時休校へのベビーシッター利用に最大26万4000円補助決定 スマートシッター事務局がシッターをお探しします！

新型コロナウイルス感染拡大防止策の一つとして政府から出された休校要請により、お子様の預け先への不安が拡大いたしました。その対応策として28日に企業主導型内閣府ベビーシッター補助券の利用枠を最大26万4000円まで引き上げる方針が緊急発表されました。

一連の動きに対し株式会社ポピンズ（東京都渋谷区、代表取締役社長：轟麻衣子）と子会社であるスマートシッター株式会社（同、丸山祐子）は、本補助券についての説明と、お困りのご利用者様へのサポート内容をお知らせいたします。

■内閣府による各種変更について <https://smartsitter.jp/information/253>

①内閣府の「企業主導型ベビーシッター派遣事業」補助券利用枠の引き上げ

- ・従来：ベビーシッター利用1回につき、対象児童×2,200円の割引。1日あたり1枚までで月最大24枚までの利用上限有り
- ・今後（3月限定）：1日あたりの割引券の利用枚数の上限無し。月最大120枚まで利用可能で、最大26万4000円まで利用可能

※割引額が給与所得以外の「雑所得」として確定申告の対象になることにご留意ください。

②法人としての申込み手続き期間延長

- ・従来：従業員が割引券を使用できるよう、希望する事業主等は、毎年4月1日から翌年2月20日までに実施団体に申込みを行う必要がある
- ・今後（今年度限定）：申込期間が延長され、2020年3月25日（水）まで申込みが可能

■内閣府ベビーシッター補助券の使い方

内閣府が実施する「ベビーシッター派遣事業」の割引券を取り扱う企業の従業員の方にご利用いただける割引券です。お勤めの企業が対象の企業かどうかはこちら

http://www.acsa.jp/htm/babysitter/approvai_proprietor_list.htm でご確認ください。

- ・個人のご利用者様向け：内閣府シッター券の使い方 <https://note.com/smartsitter/n/n6f16f38169d1>
- ・導入検討法人様向け：内閣府シッター券の導入のしかた <https://note.com/smartsitter/n/na19811d68264>

■現状を受けスマートシッターで行っているサポート

①ご利用者様任せにはしません！シッター探しをお手伝い

2020年3月末日までに、お子さまの休校対応等のため、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにベビーシッターをご希望される場合、お伺いできるシッターをお探ししてご紹介します。

<https://smartsitter.jp/information/252>

②臨時休校にぜひお使いください！初めて登録される方は2000円割引

今回の臨時休校によりお困りの声にお応えし、スマートシッターに初めて登録される方に2000円オフクーポンをご進呈いたします。 <https://smartsitter.jp/information/240>

■ポピンズのナニー（教育ベビーシッター）サービスで行っているサービス

会員制ナニーサービスでは、ご利用者様とナニーの間にコンシェルジュが入り、ご要望に100%お応えします。ベビーシッター補助券、法人様への補助券導入手続き等何でもお問い合わせください。

<https://www.poppins.co.jp/nanny/>

■衛生管理の方針

限られた場所に大勢集まったり、不特定多数の人との接触が増えたりすることにより感染リスクが高まる可能性もございます。そのためポピンズグループでは日頃から行っている手洗い、うがい等に加え、マスクの着用、ナニー（シッター）による毎朝の体温測定および報告等を更に徹底してまいります。以下、スマートシッターで行っている衛生管理の方針です。

- ・シッターには、毎朝、体温を測定してお伺いする前の挨拶と合わせて体温も報告、37.5度以上の発熱など体調不良時には勤務しないよう伝えております。シッターの体調不良等によるキャンセル時には、会社ができる限り代わりのシッターをお探しします。
- ・シッターに手洗い・うがいの徹底、ご自宅での保育や送迎時のマスク着用を推奨しております。お子さま、保護者さまにおかれましても、手洗い・うがいなどによる感染症予防をどうぞよろしくお願いいたします。
- ・多くの方が集まる場所などでの保育は、避けていただくようお願いいたします。
- ・保育園への送り迎え等の移動時の交通手段や時間帯について、混雑する時間帯や路線を避けるなどの事前確認をお願いいたします。
- ・風邪やインフルエンザなどの病児保育は、病名が確定していない場合はお受けできませんので、病院で受診ください。保護者さまや同居するご家族の方が風邪や発熱の場合も同様となります。病児保育依頼時は、病名を明記の上、依頼をお願いいたします。
- ・お子さま・同居するご家族に風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせください。
- ・中国湖北省または浙江省在住の方、2019年12月以降に渡航された方及びその地域の方と濃厚な接触のあった方は弊社カスタマーサポートにご連絡ください。なお上記に該当するシッターには、勤務しないように伝えております。
- ・お子さまやご家族の方の通園先や勤務先で発症者が確認され、自宅待機等を指示されている場合、弊社カスタマーサポートにご連絡ください。なお上記に該当するシッターには、勤務しないように伝えております。
- ・万が一、お子さま・ご家族新型コロナウイルスに感染が確認された場合、すみやかに弊社カスタマーサポートにご連絡をいただきますようお願いいたします。